

# 事業主のみなさまへ

## 労働保険の加入手続はお済みですか

### 11月は労働保険適用促進強化期間です

厚生労働省では、11月1日から同月30日までを「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険（労災保険・雇用保険の総称）未手続事業を一掃することを主要課題と位置付け、全国において集中的に広報や訪問指導をはじめとする労働保険への加入促進活動を展開しております。

群馬労働局総務部労働保険徴収室では、労働保険の未手続事業場を解消するため、県内各労働基準監督署・公共職業安定所、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会群馬支部等と連携を図り、労働保険未手続事業場に対し加入勧奨、訪問指導を行う等、積極的に適用促進業務を進めております。

労働保険とは、「労働者の保護」を目的とし、国が管理・運営する強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業主には、法人・個人を問わず加入が義務付けられ、事業主は労働保険の加入手続を行わなければなりません。

労働保険未手続事業場の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の

公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、指導の結果、加入手続を行わない事業主に対しては、強制的な加入を含めた対策を実施しています。

加入手続及び加入に関するお問い合わせは、群馬労働局総務部労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）までお願いいたします。

群馬労働局総務部労働保険徴収室

TEL 027-896-4734



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 労働保険に入っていない 会社に、人が集まるでしょうか。

人手不足が叫ばれる昨今、社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

雇ったら入るのが、トップの義務

# 労働 保険

労働保険 雇用保険

●労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。  
●労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。  
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から滞って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 公共職業安定所（一社） 全国労働保険事務組合連合会 全国社会保険労務士会連合会